

ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画の状況（第 10 次と第 11 次事業計画）

概況

- ニホンザルは、北海道、茨城県、長崎県、沖縄県の 4 道県を除く、43 都府県に生息する（岩手県、大阪府は分布が限定的）。
- 特定鳥獣保護管理計画は、平成 24 年 12 月 1 日現在、19 府県（青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、宮崎県）が策定している。
- 青森県は下北半島を、新潟県は下越地域をそれぞれ計画の対象地域としている。
- 和歌山県では、現在、特定計画を策定中である。
- ニホンザルの群れが生息している自治体のうち特定計画を策定していない自治体は、24 都府県で、西日本（主に中国、四国、九州）が多い。
- 第 10 次期間中に策定されていた計画のうち、期間中に計画期間を延長したり、計画を改定した県がある（宮城県、福島県、新潟県、長野県、宮崎県）。
- 以下、第 11 次の特定計画書の記載内容、もしくは第 10 次計画と第 11 次計画を比較して、主な情報を整理した。

生息動向

特定計画を策定している 19 の自治体のニホンザルの生息動向について整理した。

分布域は、半数以上で拡大しており、縮小傾向は見られていない。群れ数は、不明・記載なしも多いが、増加や変化なしが約半数を占める。減少は 3 計画であった。生息数も分布域同様に増加が多く、減少は 1 計画であった。

- 分布域：拡大 10、変化なし 4、群れにより異なる 1、不明・記載なし 4
- 群れ数：増加 5、変化なし 4、減少 3、不明・記載なし 7
- 生息数：増加 10、変化なし 2、減少 1、不明・記載なし 6

被害状況

被害状況は、農業被害面積、被害金額共に増加か変化なしで半数を占め、減少している計画は少ない。ただし、自家消費用の作物の被害は、数値に現れないことがあり、被害面積や金額は実態を表していない可能性があるという記載が見られる。

また生活環境被害、人身被害の件数の増減は、多くの計画で不明だが、各地で発生し、深刻化している地域もある。

- 農業被害面積：増加 4、変化なし 6、減少 3、増減 2、不明・記載なし 4
- 農業被害金額：増加 5、変化なし 6、減少 4、増減 4

特定鳥獣保護管理計画の策定状況

平成24年12月1日現在

	ニホンジカ	クマ類	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ	カワウ
北海道	◎					
青森			◎			
岩手	◎	◎			◎	
宮城	◎	◎	◎	◎		
秋田		◎	◎		◎	
山形		◎	◎			
福島		◎	◎	◎		◎
茨城				◎		
栃木	◎	◎	◎	◎		
群馬	◎	◎	◎	◎	◎	
埼玉	◎			◎		
千葉	◎		◎			
東京	◎					
神奈川	◎		◎			
新潟		◎	◎			
富山		◎	◎			
石川		◎	◎	◎		
福井	◎	◎		◎		
山梨	◎		◎	◎		
長野	◎	◎	◎	◎	◎	
岐阜	◎	◎		◎	◎	
静岡	◎			◎	◎	
愛知	◎		◎	◎	◎	
三重	◎			◎		
滋賀	◎	◎	◎	◎		◎
京都	◎	◎	◎	◎		
大阪	◎			◎		
兵庫	◎	◎	◎	◎		
奈良	◎			◎		
和歌山	◎		(◎)	◎		
鳥取	◎	◎		◎		
島根	◎	◎		◎		
岡山	◎	◎		◎		
広島	◎	◎		◎		
山口	◎	◎		◎		
徳島	◎			◎		
香川	(◎)			◎		
愛媛	◎			◎		
高知	◎			◎		
福岡	◎			◎		
佐賀				◎		
長崎	◎(3地域)			◎		
熊本	◎			◎		
大分	◎			◎		
宮崎	◎		◎	◎		
鹿児島	◎(2地域)			◎		
沖縄						
計画数	39	21	19	36	7	2

注) 1 46都道府県、124計画が作成されている。
 2 和歌山県のニホンザル及び香川県のニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

◎	群れが分布しており、特定計画を策定している
	群れが分布しているが、特定計画を策定していない
	群れの分布が限定的
空白	群れが分布していない

捕獲数

第 10 次計画中の有害鳥獣捕獲、個体数の調整を合わせた捕獲数は、多くの計画で増加しており、減少したのは 2 計画のみである。

- 捕獲数（有害鳥獣捕獲＋個体数調整）：増加 15、変化なし 2、減少 2

管理目標

特定計画の保護管理目標は、基本的に「地域個体群の安定的維持」と「農林業被害防止（抑制）」であり、全ての第 11 次計画にはこの 2 つの目標が盛り込まれていた。5 計画では、「被害」の中に「生活環境被害、人身被害の防止、根絶、軽減」が含まれていた。

また目標の中に「人とサルとの共存、共生」という言葉が使われている計画が 7 計画、「人とサルの棲み分け」という言葉が使われている計画は 4 計画であった。棲み分けに関連するゾーニングについて記載している計画は、8 計画であった。

2009 年度に改訂されたガイドラインでは、長期的な目標の設定について指摘しているが、中長期の目標を設定している計画は 9 計画であった。

前期計画の評価

特定計画は PDCA サイクルに基づき推進していくものだが、第 11 次計画にて前期計画を評価している計画は 8 計画であったが、捕獲の成果のみの評価であったり、短い記載だけで終わっているものもあり、課題整理、改善するといった一連の情報を記載している計画は少なかった。比較的まとめて評価等を行っていたのは神奈川県、滋賀県であり、特に神奈川県は実施事業ごとに、実施内容成果、課題を整理し、第 11 次計画に反映させていた。計画上では評価等を行わず、検討会等にて行っている場合も考えられるが、今後も PDCA サイクルに基づく計画の推進の重要性を認識していくことが重要である。

実行計画（実施計画）の策定

特定計画の具体的施策の実行主体は市町村である場合が多く、実行計画（実施計画）の策定は重要であるが、第 11 次計画で 2 計画は実行計画の策定についての記載がなかった。また鳥獣被害防止特措法の被害防止計画も市町村が主体となるケースが多いと思われるが、その整合、連携についての記載は、ほとんどの計画で見られなかった。

個体群コントロール

ガイドラインでは、目標を明確にした秩序ある個体群コントロールを進めることが指摘されている。第 11 次計画における加害群の個体数調整については、有害鳥獣捕獲で対応との記載に留まる計画も見られるが、概ね全ての計画で記載されている。しかし、実際に実施されていると読み取れるのは 10 計画であり、そのうち 2 計画では加害個体を特定した捕

獲が不十分との記載も見られた。また加害群を群れ毎捕獲することに関して記載があったのは 13 計画であるが、「試験的排除はあり得る」あるいは「検討」といった慎重な記載もあった。実際に群れ捕獲が行われているのは、滋賀県のみである。

- 加害群の個体数調整：記載あり 19、うち実施 10
- 加害群の群れ捕獲：記載あり 13、うち実施 1